

Ⅲ. 研究員の考察

1. 松浦芳文研究員による考察

保育の国際化とは？ —調査・研究に加わって考えたこと

私が勤務する保育園は横浜市西部に位置し、その辺りには多くの外国人が在留しています。隣接する大和市に「インドシナ難民のための定住促進センター」があったのがきっかけとなって、多くの外国人が在留するようになったと言われています。私の勤務する保育園には、中国・ベトナム・カンボジア・バングラディッシュ・ペルー・フィリピンの子どもたちが通園しています。この地区の共通テーマは「多文化共生」です。町内会でも学校でも、そして保育園でも、そのテーマを具体化するための取り組みがされています。文化などの異なりを超えて、共に生活することの難しさを目の当たりにし、感じながら、色々な活動がされています。

「多文化共生」は正に「国際化」と言うことであろうと思います。一方、モノの考え方・見方、価値観の多様化が進む中でも「多文化共生」が今日的な課題として、いろいろな場面で取り上げられるテーマでもあります。今回の調査・研究に加わって、レポートさせて頂き、「国際化」について考える、有意義な機会となりました。

「国際化」とは、互いの歴史や文化を学びながら、互いのモノの見方・考え方を認め、国の異なる人たちが生活の場を共有し、互いに成長することではなかろうかと。そして、互いの立場が対等であること。更には、「国際化」を支え、推進する精神がPOSITIVEであること……と私は考えてみました。

そんな思いを持ちながら、このレポートを記しています。

1. 100年に一度の金融危機と在留外国人

今回の調査・研究を進めている最中（2008年秋）、100年に一度と表現される金融危機が、日本にも上陸しました。政府は、その経済対策の目玉として「定額給付金」を打ち出しましたが、その内容・取り扱いについての議論が巻き起こりました。報道がそのことを取り上げ、その給付対象者として、「2009年1月1日から2月1日で検討している基準日に住民基本台帳に記載がある人」と、「永住者など一定の要件を満たす外国人」と記述されていました。そして、大きな問題の一つは、日本に約250万人いる外国人の扱いとし、そのうち、在日韓国・朝鮮人らの「永住者」に加え、日系ブラジル人らの「定住者」、日本人の配偶者がその給付対象となるだろうとしていました（2007年末、永住外国人約87万人、定住者・日本人配偶者約53万人。就

労目的の在留外国人の扱いは今後の検討課題)。この報道を通して、日本に在留する外国人が次のように区分され、今回のような経済対策が、日本に在留している外国人をも対象としていることを知りました。

- 1) 「永住者」
- 2) 「定住者」
- 3) 「就労目的の在留外国人」
- 4) 日本人の配偶者

「永住者」と「定住者」については、前のページの分析を参照願いますが、私は、外国人が日本で、私たち日本人と生活を共にする状況が色々あることを、金融危機・定額給付金の報道で知りました。

議論が沸騰している「定額給付金」が外国人在留者にも関わる問題であり、そして、このような在留者たちと共に、今回の調査・研究の対象となっている、色々な境遇・環境にある「子どもたち・家族」がいることを考えさせられました。そして、日本では、在留している外国人の生活や労働が法的にどう保障されているのだろうかとも感じ、考えさせられたのです。

2. 卒園児のお父さんが解雇された!!

金融危機が報道されるようになり、派遣社員などの「非正規社員」に対する処遇が問題になっていますが、今回の調査・研究の対象となった「外国人児童」の保護者たちの労働は確保されるだろうか?と心配になりました。その人たちは、恐らく、製造業を中心として、今回の金融危機のあおりを一番まともに受けるような労働環境に置かれているだろうことは間違いないからです。私の保育園でも、「残業・深夜労働が減った。」「休みが増えた。」というような声が聞かれるようになりましたが、「解雇された。」という報告はありませんでした。

ところが、2008年12月26日（翌々日から年末年始休園に入ろうとする、その日）、卒園児のお父さんで東南アジアから来ている方が、約束もなく、私を訪ねて来園されました。12月25日付の離職証明書を携えていました。「昨日解雇され、新しい仕事を探さなければならない。日本語が不自由なので、園長先生、私に代わって、いくつかの会社に電話をかけてはくれないか。」と言うのです。住まいの近所を回りながら調べたのでしょうか、会社の電話番号を記入したメモを持って来ていました（心配が身近な人に起こってきていることを感じました）。さっそく、メモの会社に電話をかけましたが、無理なことでした。このご時世です。そのお父さんの力になることはできませんでした。そして、その卒園児・家族の顔を思い浮かべました。どんな思いで新年を送ることになるのだろうかと思いました。保護者たちの労働確保もさることながら、

外国人児童とその家族のことが心配となったのです。希望を持って来日されたのに、思いがけない金融危機のために帰国を余儀なくされてしまわないようにと切に思いました。

3. 外国人児童の入所の法的根拠とは…

今回の調査・研究に加わり、そして、金融危機のあおりをまともに受けている在留外国人を思う時に、「在留外国人の、日本での生活保障はどの程度、どんな内容で確保されているのだろうか」「今回のような経済危機の時に、その影響を最初に受けるのは在留外国人ではないのか」「今回のような危機の影響は在留外国人の家族にどのような苦しみとなってくるのだろうか」「在留外国人の児童の保育所への通園はどうなってしまおうのだろうか？」そして「そもそも外国人児童が日本の保育所に入所できる法的根拠って何だろうか？」と急に色々と気づかされたのです。

私が勤務する保育園がそうであるように、外国人児童が日本の保育所に入所しているという現状があります。前回の調査・研究では昭和24年以前から外国人児童を受け入れて来たとレポートされていますが、あらためて外国人児童の保育所への受け入れについて確認すべく、行政に問い合わせてみました。

1) 「平成21年度横浜市保育所入所案内」……（参照）資料①

- イ) 一番身近な資料として、「入所案内」を確認してみました。「入所案内」の「1 保育所に申し込みをできるのはどんなとき？」を始めとして、「入所案内」のどこにも「外国人児童の入所」に関する条項はありません。
- ロ) 「入所案内」の〈保育所とは？〉で明記されている通り、保育所は「児童福祉法」に基づく児童福祉施設ですが、この「児童福祉法」にも「外国人児童の保育所への入所」についての条項はありません。
- ハ) 下記（参考）の通り、文部科学省では「外国籍児童・生徒の学習権の保障の根拠」が示され、全国に通知されています（これは学習権という権利ですから、自ら入学を申し出なければなりません）。関係部署に問い合わせてみましたが、「外国人児童の保育所入所」に関する法的な根拠に類する通知は厚生労働省には無いとのことでした。
- ニ) 文部科学省の法的根拠を参考とし、「社会福祉六法」を開いてみますと、「世界人権宣言」「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約〔国際人権（A）規約〕」「国際人権（B）規約」「児童の権利に関するジュネーブ条約」「児童の権利に関する条約」など国際連盟・連合で採択され、日本も締約した諸規約が掲載されていますから、日本の社会福祉においても、これらの世界的な諸規約が日本の諸規約の前提となっていると考えなければならぬと思います。

平成21年度 横浜市保育所入所案内



保育所とは？

保護者が働いていたり、病気などのために家庭で保育できないお子さんを、保護者に代わって保育する児童福祉法に基づく児童福祉施設です。

I 認可保育所への入所について

1 保育所に申し込みをできるのはどんなとき？

保護者が、次のような理由で、お子さんを保育できないときに申し込みます。

ただし、保護者に代わって、同居の祖父母などが保育できるときは、保育所に入所できない場合があります。

- (1) 会社や自宅を問わず、1日4時間以上、月16日以上働いているとき
- (2) 出産の準備や出産後の休養が必要なとき（産前産後8週間）
- (3) 病気や障害のため保育が困難なとき
- (4) 病人や障害者を介護しているとき
- (5) 自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき
- (6) その他

例 ・大学や職業訓練校、専門学校などに通っているとき
 ・仕事を探しているとき（入所後、3か月以内に就職することが条件となります。）
 ・別居の親族を常時介護しているとき
 ・育児休業明けの入所可能日は、育児休業の終了する日の属する月の1日以降です。
 （例えば4月1日入所可能の方は、4月1日から4月30日の間に育児休業が終了する方です。）

2 申し込み方法

- (1) 申し込みは、保育所の所在地の区の区役所サービス課で、常時受け付けています。
 4月からの入所については、区によって申込受付期間が異なりますので、ご注意ください。
 詳しくは「広報よこはま区版」をごらんください。
- (2) 市外の保育所を希望するときは、お住まいの区の区役所サービス課にお申し込みください。
- (3) 保育所の入所に関するお問い合わせ先につきましては下記をご参照ください。

- ① 横浜市子ども青少年局ホームページ（<http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/>）
- ② 各区福祉保健センターサービス課

区名	電話番号	FAX番号
鶴見	045-510-1839	045-510-1887
神奈川	045-411-7113	045-324-3702
西	045-320-8472	045-290-3422
中	045-224-8171	045-224-8159
南	045-743-8249	045-714-7989
港南	045-847-8458	045-845-9809
保土ヶ谷	045-334-6353	045-334-6030
旭	045-954-6173	045-955-2675
磯子	045-750-2435	045-750-2540
金沢	045-788-7772	045-788-7794
港北	045-540-2320	045-540-2396
緑	045-930-2432	045-930-2435
青葉	045-978-2428	045-978-2427
都筑	045-948-2321	045-948-2309
戸塚	045-866-8466	045-866-8473
栄	045-894-8411	045-893-3083
泉	045-800-2413	045-800-2513
瀬谷	045-367-5703	045-364-2346

- ③ 横浜市コールセンター（申し込み書類の書き方・受付の日程等一般のお問い合わせ）

電話番号 045-664-2525

FAX番号 045-664-2828

2) 受け入れ開始時期と法的根拠

- イ) 外国人児童の保育所入所の受け入れ時期については、前回の調査では昭和24年以前から受け入れ、平成2年以降が最も多いと報告されています。今回の調査では昭和35年以降から受け入れ、平成2年以降が最も多いと推測されました。
- ロ) 「外国人児童の保育所入所に関する法的根拠」はないとのことですが、受け入れのきっかけ・方針は何だったのかと思います…。
- ① (参考) の通り、「日本・大韓民国間の協定」が1966(昭和41)年、「国際人権(A)規約」が1979(昭和54)年にそれぞれ日本で発効していますが、保育所への入所も、義務教育諸学校への入学も、前回・今回の調査で分るように、これらの時期よりも早かったと思われます。(この時、外国人児童の入学、入所をどのように取り扱ったのかと思います。)
- ②保育所への受け入れが増えてきた時期は平成2年以降ですが、外国人登録者数が100万人を超えたのが1991(平成3)年、全国の教育委員会に「日本・大韓民国間の条約」の扱いに関する通知が1992(平成4)年1月であることと関係しているのでしょうか。この時が、外国人児童の保育所への入所について、日本が公式に初めて意識し始めた時だったのでしょうか。
- ③法的な根拠が無いにも拘わらず(だから、具体的な広報もなかったのでしょうか)、外国人児童の保育所への入所が進んできました。今でこそ外国人同士のネットワークが進んでいるからと思われるかもしれませんが、日本の保育所に子どもを入所させることができるということを、そもそも外国人たちはどのような手段で知り得たのでしょうか。その点について、区役所の外国人登録部署に尋ねてみましたが、「登録事務に加えて、子どもの保育所への入所に関してのオリエンテーションはしていない。入出国管理部署でオリエンテーションされているのではないか。」との応答でした。又、私が勤務する保育園で翻訳・通訳のご奉仕を頂いているベトナム人でご両親が難民として来日された方は、「定住促進センターでの訓練生活の折に、保育所への入所についてオリエンテーションされたと言っていた。」とおっしゃっていますが、外国人児童の保育所への入所のきっかけは明確には分りませんでした。
- ④しかし、外国人児童が日本の保育所に入所してくることで、保育所という乳幼児の生活の場で、乳幼児期という幼い時期から「国際化」が進むことが「保育の国際化」の最大の期待であり、国際化のあるべき姿の実現にとって望ましい、意義あることと考えたいと思います。

(参考) : 「日本における外国籍児童・生徒の学習権の保障の根拠」

「文部科学省」は「日本における外国籍児童・生徒の学習権の保障の根拠（国際条約上の学習権保障の根拠）」を確認し、全国に通知しています。

1. 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際人権規約（A）規約

（採 択）：1966年（昭和41年）12月16日……国際連合総会

（日本締約）：1976年（昭和51年）6月

（日本発効）：1979年（昭和54年）9月

この規約の第13条で「この規約の締結国は、教育についてのすべての者の権利を認め、初等教育は義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする」等としている。

2. 児童の権利に関する条約

（採 択）：1989年（昭和63年11月20日）……国際連合総会

（日本締約）：1994年（平成6年）4月

（日本発効）：1994年（平成6年）5月

この条約の第28条でも、上記の規約と同様の内容を掲げている。

3. 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定

（発 効）1966年（昭和41年）1月17日

この協定の第四条で「日本国で永住を許可されている大韓民国国民に対し、日本国における教育、生活保護及び国民健康保険に関する事項に、日本政府が妥当な考慮を払う」ものとしている。

4. 日本国に居住する大韓民国の法的地位及び待遇に関する協議における教育関係事項の実施について（通知）……文初高第69号：1991年（平成3年）1月30日

ここでは、公立の義務教育諸学校への入学を希望する在日韓国人に対して、入学案内を確実に発給すること、在日韓国人以外の日本国に居住する日本国籍を有しない者についても同様に扱うことを、市町村の教育委員会に通知している。

4. 「保育の国際化」にとって必要なこと…（参照）「聖書が語る 生きる勇気のことば」

（角川文庫）濱尾文郎著

バチカンに在住し、ローマ教皇を補佐されていた（故）濱尾文郎枢機卿の著作の中に次のような文章があります。

人には、知らず知らずに差別してしまう感情が働くことがあります。国家、民族、社会、職場、学校、所属しているグループなどからも、ある種の差別意識が生まれます。学校での偏向教育や、マスコミの影響も無視できません。報道のちょっとした表現や誤った情報などによって、蔑視する感情を与えてしまうからです。……日本は島国なので、陸続きの外国と接触したり、過去に他国の支配下にあったことはありません。日本人は、異なる文化や習慣を持つ人々を受け入れることがどうも苦手なようです。すぐに彼らを日本に同化させようとしてしまいがちです。今後、日本が国際化を目指していくならば、他民族をそのまま受け入れる態勢を作らなければならないでしょう。まず、彼らを心から信頼し、何か学ぶべき面を探し出す勇気が必要です。他人の短所はすぐに目につきますが、長所は努力しなければ見つけることは難しいからです。

「外国人と生活を共にすること」「多文化共生」「国際化」を考えたり、実行したりする時に大切な・必要な心構えが記されているように思います。(故)濱尾さんの豊かな国際体験に基づく、「国際化のための心構え」とも言うべきご指摘だと思います。

「国際化」は異なる人たちが同じエリアに居るだけではなく、互いの違いを超えて共感し、認め合い、成長し合うことであろうと冒頭に書きました。「差別」や「偏見」はあってはならないことですが、(故)濱尾さんが指摘されるように、「知らず知らず」のうちに生じてしまったり、あるいは、当方はそんなつもりではなくても他方は感じたりする「差別」や「偏見」ではないでしょうか。その「差別」や「偏見」は軽率な言動によって生じるものと(故)濱尾さんは言っています。そういう言動は、自分を優位な立場にいる者と思いがちな人(側)が犯しやすいのではないのでしょうか。ですから、日本にあっては、外国人を迎える私たち日本人が留意しなければならないことでしょう。

重ねて、日本は島国であるために異なる文化・習慣を持つ人々を受け入れることが苦手で、彼らを同化させようとしてしまいがちだと(故)濱尾さんは指摘されています。「国際化」を「同化」としてはいけないということでしょう。今回の調査の項目「力を注いでいる異文化プログラム・行事などの取り組み」で、「保護者に日本の子育てへの理解を進める」という内容が一番高い順位を占めていましたが、日本の子育てを押し付けることにはなってはいけないと思います。寧ろ、外国人の子育てのあり方に学ぶべきことを探し、学びたいと思います。

(故)濱尾さんは「他民族をそのまま受け入れなさい」とおっしゃっています。そのための極意として、他民族の長所を努力して見つけることとおっしゃっています。私たちの日常生活においても、他者との人間関係で「短所はすぐ気づくけど、長所探しに苦勞する」ということがあります。「国際化」の極意は特別なことではなく、他者の長所探しには努力が必要だということを中心に留めたいと思います。

「保育の国際化」は今後、ますます進むものと予測されます。保育所の課題が地域に広がるものであるように、「保育の国際化」は保育所内に止まった課題ではなく、園児・保護者・地域と協働する課題として考えて行きたいと思います。

(参考・情報協力)

- ①「保育の国際化に関する調査研究報告書」(平成11年度)…(社会福祉法人)日本保育協会
- ②「(平成21年度)横浜市保育所入所案内」
- ③大濱信宏氏(神奈川県教育委員会教育局企画調整課人権教育担当)
- ④濱尾文郎(著)「聖書が語る 生きる勇気のことば」…角川文庫

2. 福山奈緒子研究員による考察

平成11年度に行った、「保育の国際化に関する調査研究報告書」の自治体への調査資料をもとに、平成20年度のそれと、外国人が入所している保育所数及び保育所に入所している外国人児童数は、

〈保育所数〉

平成11年度 公・民 4,260園

平成20年度 公・民 3,397園

〈外国人児童数〉

平成11年度 合計人数 17,784人

平成20年度 合計人数 13,337人

であった。

どちらも減少の数字がみられた。国籍別でみると、88カ国から67カ国に減少している。特にヨーロッパ州からの児童数が減っている。

平成11年度と平成20年度とも、自治体の調査は全自治体からの回答が得られておらず、平成11年度には回答があっても平成20年度にはデータがないという状況であるので、比較することは難しい。

あくまでも憶測ではあるが、日本に入国滞在する外国人は、年々増加傾向にあるということから、もし全自治体が保育所数及び外国人児童数を把握できていれば、平成11年度を上回る数字であったのではないかと思われる。

今回の調査では、外国籍児童、外国につながる児童の保護者において、ひとり親家庭があるかについての設問があった。今回のアンケート回答園のうち約43%の保育園で、ひとり親家庭がいるということが明らかになった。平成11年度の調査では、ひとり親家庭についての調査項目がなかったので、数字の比較をすることはできないが、ひとり親家庭は少なかったのではないかと思う。それは、外国人家庭とは限らず日本人家庭においても同じようなことが言えるのではないだろうか。

すべての外国に当てはまることではないが、外国人が日本に来て働くということは、母国に比べ生活が豊かになる場合も少なくない。そうすると、お金を得ることで今までにない贅沢な行動ができ、交友関係も広がり、現実と社会生活のギャップが生じ、家庭に対する思いが薄くなってしまって、離婚をしてしまうというような結果になりやすいということを聞いたことがある。

今回のアンケートでは、外国籍児童、外国につながる児童の保護者のうち、「ひとり親家庭」についての設問がいくつかあったが、ひとり親家庭であることが原因で、保育所に対し大きな

問題となっているという回答はなかった。しかし、外国籍の保護者の就労状況は厳しく、長時間労働を強いられることが多く、また子どもが病気やケガになり、仕事を休みがちになると、就労を切られてしまうという場合も少なくない。そして、母国に暮らす家族に仕送りをしている家庭もあるので、ひとり親家庭になった場合、母国への仕送りはとても難しいのではないかと思う。外国籍の多い地域では、親、きょうだい、親類が近くに居住し、助け合いながら生活している様子も伺えるが、外国籍が少ない地域においては頼る人も少ないだろうから、生活することに困難が生じているのではないかと思う。まして、ひとり親家庭となると、保護者の負担は大きいものになっているに違いない。

昭和の時代より日本に滞在し、保育所に子どもを預けながら必死に生活をしていた外国籍の保護者の子どもは、日本で生まれ育ち、日本の教育を受けて、気持ちの上では自分は日本人であるという意識の中で成長してきたと思う。現在、その子たちは家庭を持ち、子どもを育てる世代になってきている。そうした保護者は、容姿こそは違うものの、日本の教育を受けて育っているので、保育所や職場等における言葉や文字でのコミュニケーションには全く問題はみられない。

日本で生まれた子どもを持つ外国籍の保護者は、子どもと保護者との間に微妙な溝が生じてきているようである。

例えば、言葉の面で日本に生まれ育った子どもは、日本語のみの言語しか話せなくなり、保護者の母国語が理解できなくなってしまう。保護者は、日本語が不十分であるため、わが子との意思疎通が不十分になってしまうことがある。また、子どもと外国に暮らす祖父母とのコミュニケーションがとりづらくなっているということを知ったことがある。

外国籍の保護者は、一時帰国をすることがよくある。やはり生まれ育った国に帰りたい、また自分の両親に子どもを見せたいという気持ちがある。保護者は、少しでも長く滞在したいが、子どもは言葉や習慣が違うので、早く日本に帰りたいと言うのだという。保護者の思いはいろいろは母国に帰りたいが、子どもが日本での生活を望むので、日本に永住するしかないと本音を話す保護者もいる。母国の言語や文化・習慣においては、外国籍の保護者が高い意識をもって、母国の言語や教育をしていかないと、子どもはすぐに忘れてしまい、さらに親子の溝が深くなってしまふことだろう。

私の保育園では長年、外国人児童を受け入れている。その卒園したうちの一人が、保育士資格を取得し、当保育園に採用されたことがある。もちろん外国語（母国語）の会話は堪能なので、同じ言葉を話す保育所に通う保護者にとっても、また保育所にとっても有益なことであった。言葉（母国語）も話せるならば、当然読み書きもできるものと思い込んでいたが、文字は全く習得できていないことがわかった。前にも述べたように、親がしっかりと母国語の教育をしていかないと身につけていかないと身についていかないとわかる。

外国人児童を受け入れて感じるものの一つに、保育園の送迎にいろいろな人が関わる場合が多いことがある。保護者の兄弟、姉妹など、日本で暮らしながらみんなで助け合っている姿は感じられるが、肝心の親子関係が希薄で、子どもにとって安定した親子関係が育っていないのではないかと感じることもある。

母国で出産をし、子どもを祖父母に預けて母親のみ日本に来て働くというケースもある。1～3年たってから子どもを日本に呼び寄せ、一緒に暮らす。子どもが日本に来ると、当然保育園に入園することになるが、離れ離れで暮していたので、自分の母親になじむまで時間がかかり、さらに保育園生活でも苦労する。それから、突然、年齢の離れたきょうだいが出現することもある。私達は、この保護者の家族は、保育園に入園している子どものみだと思っていたが、母親の母国に先に生まれた子どもも置いていて、日本で生活を始めて安定してきたところで、さらに呼び寄せていたことがわかった。外国人児童とその保護者に多く接していると、びっくりさせられることもあるが、驚きながらも受け入れていかなければいけない現実がある。このように、外国人児童においては、様々な事情で親子関係に溝ができやすく、それが大きくなった場合は、子どもが成長していくにつれて親に反抗し、非行に走ってってしまう。そういう卒園児も少なくないのが現状である。

その結果だろうか、結婚せずに子どもを産み、シングルマザーとなって保育園にやってくる2世の保護者との出会いも多くなってきている。全国的にみてまだごく少数だと思うが、これからこういったシングルマザーが増えていくのではないだろうか。

日本の核家族化と同様、代々子育てを教え、学ぶということが希薄になり、どのように子どもを育てていけばよいのか戸惑い、日本人でも外国人でもないという中途半端な立場の保護者に育てられていく子どもが増えていくのではないかと思う。

日本で暮らす外国人の身近な生活に接し、感じるができる保育であることはもちろんのこと、行政、地域、職場や個人単位での理解と協力が、これからますます重要なのではないかと思う。

〈食に関する問題点〉

食事に関して、都道府県、政令指定都市、中核市の外国人保育についての対応状況の資料の、食に関する問題点を平成11年度と平成20年度と比較してみた。

平成11年度の問題点として、

- ・ 宗教的な理由から、食べられない食材があるなど、食生活の違いで給食時の対応に困る。
- ・ 宗教上の問題で食べられない食品があるため、別メニューで対応している。
- ・ 給食（日本食）になじめない児童への対応。
- ・ 国の文化や生活習慣の違いも理解して保育していかないと親との信頼関係もうまくいかな

くなる。(例えば食事の時、食器を持たないで食べる習慣や、箸が使えない、豚肉は食べないなど様々な違いがあることを理解して考えていかなければならない。)

などがあがった。

そして、平成20年度の問題点として、

- ・給食の味付けがあわないことから食が進まず、補食が必要となる。
- ・朝食を取らない習慣（よくてミルクのみ）だということで、早朝保育の児童は空腹な状態で午前中を過ごし、泣いたり、ごろごろすることとなる。
- ・宗教上から食べない食材があるため、十分な事前の打ち合わせや除去食の実施が必要である。
- ・アレルギー食に対応できない。
- ・母国では離乳食がなく、ミルクに依存しており、理解を得ることが難しい。
- ・宗教上、禁止の食物の除去食・代替食を提供（みそ・醤油・アルコール・肉のエキス等）

※色彩・盛り付けが他児と変わらないように配慮

などがあげられた。以上の問題点や配慮事項をみると、前回調査から9年経過したが、保育所がかかえる外国籍とその保護者や子どもへの問題点は変わりがないようである。

保育所が一番多く抱えている問題点として、宗教上の食生活の違いがあげられる。宗教と食事・食生活は切り離せないところである。日本人の多くは、宗教上の食事制限という習慣がほとんどない中で生活をしているので、食材の制限があることに関して違和感と「大変だ」と思う気持ちが先にたってしまうのだろう。

それはある意味、アレルギーを持つ子どもが食べられないものがあり、除去食を提供するのとあまり変わりがないのではないかと思うのだが、受け入れるためにその国の文化を知り、相互に歩み寄って生活する必要があると思う。

当保育園に通う外国人児童が、家族と一緒にレストラン等で食したものが好きになり、保護者に作って欲しいと願ったが、保護者自身その料理を知らなかったため、保育園にその作り方を教えて欲しいと言ってきたことがある。早速、何人かの外国籍の保護者に声をかけ、料理教室をすることになった。そのときのメニューは、「ドリア」だった。作り方を覚え、その味を覚え、家に帰って子どもに作ったところ、とても喜んだという笑顔の報告があった。子どもたちは、どうしても日本の味になじんでしまうのが現状であるが、毎日の食事であるため、保護者の努力も伺える。

それと反対に、外国の料理を保育園で作り、外国の保護者と保育士と一緒に食べるという企画をした。味つけが日本にはない香辛料を使うので、独特な味であった。なかなかなじめる味ではなかったが、実際に味わえたことが、保育士にとって異文化を取り入れるとてもよい経験になったのではないかと思う。

それから、ミルク・哺乳瓶に依存する保護者も多いと感じる。4、5歳になっても、寝る前

には哺乳瓶でミルクや牛乳を飲んで寝る習慣があるという話を聞く。そして、離乳食という段階がないので、早いうちから大人と同じようなものを口にしている子どももいる。

さまざまな外国の言語や風習等について配慮を要することがあり、それに対応するための保育士の教育が今後ますます必要となってくる。実際に、外国籍の子どもと保護者を受け入れてはいるが、まだまだ知らないこと、わからないことが多くあるように感じる。旅番組やインターネット等で世界の情報を見聞きすることはあるが、実際に外国で生まれ育ち、生活してきた外国籍を持つ保護者や外国につながる保護者が、何を食べ、どのような文化の中で育ってきたのか、そして親になりどのような考えで子育てをしているのか。よくわからないまま手探りで日々保育をしている保育所も多いのではないだろうか。

〈外国人の親子のかかえる問題点〉

外国人の親子のかかえる問題点の多くは、言葉の問題である。保育所に通う子どもは、環境に慣れるのが早いので、日本語の習得も早い。それは年齢が低ければ低いほど確実なものになっていく。保護者は個人差があるが、子どもに比べるとなかなか習得できにくい。保育所と保護者との意思の疎通が言葉によってできにくく、保護者はストレスを感じたり、子ども同士のケンカやトラブルに関しても、その原因を理解することができないこともある。ちょっと触っただけなのに、叩かれたと思ったり、大きな声で呼ばれると、怒られたと思ってしまうことがあるようだ。こういった場合は、通訳を入れて話すことが必要だが、保育の詳細なニュアンスを保護者に伝える困難もある。

保育所で保護者の懇談会を行うが、日本人と一緒にグループ懇談を行う場合は、自分の言いたいことが言語で表現できないので、口が重たくなってしまうことがある。通訳を介して話をするが、保護者も保育所も細部の表現がうまく伝えられないもどかしさを感じる。このようなときには、子どもがどのように保育所で過ごしているかを伝えるために、デジカメやビデオで園での生活を撮影し、保護者に見せることが有効である。子どもの表情や遊んでいる実際の様子を目にすると安心する。そこには、言葉はいらない。

別の問題点として、日本に住みながら、社会的保障がないことに不安を持っていることがあげられる。病気やけがのとき、健康保険に加入していないので、親子とも病院に行かない。

また、保護者の都合で、突然、国に帰ったり、途中入園、退園、転校するなど、子どもの負担になっていることがある。

〈外国人保育についての問題〉

外国人児童の保護者の多くは、年間行事の細かい内容説明や参加を促すことに関して、また、その持ち物や連絡事項が手紙という文字での配信ではなかなか理解できないので、通訳をお願

いしたり保育士が身振り手振りをまじえながら伝えることが必要になる。

行事等で時間厳守したい場合でも、時間通りの行動がなされない場合が多いので、何度も事前に確認の連絡をとらなければいけなくなる。当日の行事のスタートがどうなるのか、行事を担当している保育士にとっては、ハラハラどきどきである。時間厳守を徹底したいところであるが、保育所側もそれを踏まえて時間に余裕を持ちながら計画を立てることも必要なのではないかと思う。

保護者たちは、社会で共存しているにも関わらず、外国人と日本人とのつながりがあまり持っていないようにも感じる。日本人は、外国人だからというような決めつけ方で理解をしている人も少なくない。外国籍の子どもが、日本人の子どもにケガをさせたとき、日本人の保護者に事情を説明すると、「外国人かあ。○○○人ならしょうがないな。自分が悪くても謝ることはしないから…」というような言葉が返ってきたことがある。決して日々の保育の中、そのようなことはないのだが、日本人の保護者の経験に基づく見解なのか、それとも間違った先入観を持ち、理解し、子どもを保育所に通わせているのか、不透明なところであった。その後、外国籍の子どもの保護者が、けがを負わせてしまった子どもの保護者に直接謝罪をしたのであるが、すっきりとしない感覚が残った。

日本語が話せず保育所に入所した子どもの中には、言葉が通じないというストレスを物に当たったり、他の子どもに向けることもある。

外国籍の子どもが多い場合、日本語の理解はできないためか、外国籍同志で話をしたり、遊んでしまい、クラスがまとまらず落ち着かなくなってしまう。言葉の習得がなされると、その傾向も少しずつ改善されていくのではないかと思う。

また、日本人に比べからだ大きいので、同じクラスの子どものケガをさせてしまうこともある。そういう行動も出てくることを予測しながらの保育も重要になってくる。

アンケートの自由記述では、少数ではあるが、保育料の未納の件があがっている。払えない、払わないとそれぞれの事情や状況があるが、今や日本人でも同じようなことが起きている。

言語の壁によって、細かい部分に通じないことがあるため、“偏見の目で見られている” “差別されている”と感じてしまうことが多いようである。また、外国籍が多い環境を好ましく思わない日本人保護者がいることも記述の中で見受けられた。中には、外国籍の子どもが多くなることで、「外人にこの国乗っ取られないかね」と心配している日本人がいる。

〈外国人児童が保育園に通うよい影響〉

日本の保護者にとって、その国の行事や食事などの話を聞き、見識を広めるよい刺激になっている。それには、積極的にその国の文化や考え方などについて引き出す働きかけが必要となってくるのではないか。

子ども同志では、異文化の子どもと触れ合うことで、より幅の広い人間になるためにも良い刺激になると思う。

アンケートの最後の自由記述項目である「外国人児童が保育園に通うことは、他の児童や保護者にとってよい影響がありますか」の問いに、ある園の保育所長は、

外国人児童の保護者、日本人児童の保護者、双方ともに子育ての忙しい時期であるため、互いを理解できるような触れ合いの時を設けることはとても難しい。しかし子育てにおいては、双方とも悩みも苦労も共通する部分がほとんどであり、育て方や問題解決のための方法を求めているという共通項がある。双方に求めているものを園が仲介する意味も意識しながら、保育参観や懇談会、保護者の会の役員間での触れ合い等話し合い、互いを感じる機会を設けていくようにしている。園側での意図的に機会を設けることで人間的触れ合い“明るい、開放的な気質”“堅実でまじめな気質”等、互いの良さを知り、幅広い人間性へと結びつく可能性がある。

と記されていた。

外国人児童の家庭においては、保育所で保護者に伝えきれなかったことや、休みが続くなど様子を伺いたい場合、電話では会話が困難な場合など、保育所側が家庭に出向いて行く対応をとることがしばしばある。

そのとき、いつも感じることだが、訪問すると必ずといっていいほど家の中へ招き入れてくれる。日本の習慣としては、玄関先で用事を済ますということがほとんどであるが、外国人児童の家庭は訪問者に対して、いつでもウエルカムという開放的な対応をしてくれ、民族性の違いを感じることができる。

最後に、この調査を通して、また実際に外国人児童を受け入れている保育園として、外国人児童を受け入れることの困難はあるが、文化や習慣などを共通理解をし、お互いに歩みよりながら、保育園を卒園して成人となり、社会へ巣立っていく子どもたちの、これからの未来やあたえる影響をよく考えながら、大切な幼児期の保育にこれからも携わっていかなくてはいけないということを改めて実感した。

3. テリー・スザン研究員による考察

私は、外国人児童を受け入れている保育園には保育士同士がお互いに外国人児童とその家庭を理解できるように Mission Statement（任務申告書）を作るべきだと思う。

外国人の子どもと親が日本の保育システムの中にスムーズに入ってもらえるため、そして日本は一つの国でなく、いくつもの国にかかわっていることを理解するためにもこの Mission Statement が必要だと思う。

その内容として以下をあげておきたい。

①それぞれの国を尊敬し、理解出来るために柔軟な考えと心を持ちましょう。

つまり肌の色、目の色、言葉、生まれた国が違ってても皆同じ人間です。

同じだけれど、違う。違うけれど同じ。

②いろいろな国の文化や言語に触れましょう。（私は全国の保育士にしてもらいたいと考える。）

③外国人児童とその親に保育園の決まりごと、習慣について、その理由と考えを説明しましょう。

「郷に入っては郷に従え」と理解をお願いする一方、相手にこれが出来て当たり前という気持ちは控えましょう。

④外国人児童の親（1人でも2人でも）に対して最初から「外国人だから、大変だ、問題だ」という気持ちを持たないようにしましょう。

（できることなら在園地域の自治体に協力をお願いして、いつでも連絡を取れるようにし、お互いに把握できる体制を取ることがのぞましい。これは一つの町づくりにも繋がると思う。）

日本で働き、生活している外国の方は、日本へ税金を払っている。日常生活のため、衣食住のためにお金を払い、日本経済に貢献している。よって当然保育園へ通わせる権利もある。また親切にすれば、その方が自国へ戻った時に日本の評判にも繋がる。特別扱いするのではなく、尊敬して思いやりを持って接することが重要だ。

全国の保育園のアンケート結果を読むと、皆同じような問題点を抱えていることがわかる。それら問題点に対応するため、私はマニュアル作りが必要だと思う。

例えば、親が送り迎えの時間を守れない場合はどうすればいいか、など。

作成に際して、まず、各国の文化に詳しい人に、こういう説明でこういう接し方をすれば良いというアドバイスを求める。国によって納得するフレーズがあると思うので、そのアドバイザーに協力してもらおう。

例えば、保育協会の事務所かその他の場所でアドバイザー（その国の言葉や文化、保育にも

精通している人)を常設して、全国的にマニュアルを制作する。マニュアルを作成するにあたって、人件費、制作費等の費用がかかり、経済的に大変かもしれないが、保育園のため、外国人親子のため、国際理解のために必要だと思う。区・市役所と保育協会の間にもパイプラインが必要ではないか。

アンケート結果の中に工場で働いている外国の親が多いとの記述があった。親たちの中には仕事の都合上、保育時間が早すぎたり遅すぎたり、子どもが病気の時でも市販の薬を持参して預けて仕事に向かう人もいるとあった。

なぜそういうことになるのか。その理由は、労働時間が長く、休むとクビになるからだそうだ。経済的に厳しいということなら親の方からは言いづらいただろうから、保育園側が工場(仕事先)に園のルール(保育時間や病気の場合には他の子にうつらないように休むなど)や時間外保育で園にどれくらい負担がかかっているか伝えるべきだと思う。

また、親が保育費を払っていないという答えもあったが、その場合には身近な市町村に連絡した方が良いのではないか。工場(仕事先)の外国の親に対する労働条件が正しいか、もしくは給料は正当に払われているかどうか、その親へ確認するのも1つの方法と思う。

このように保育園側にも影響が出る問題がでてきているのだから、保育園と外国人児童の保護者が勤務する会社とが、いつでも連絡が取れる体制を取っておくことも必要であると考え。

外国の方がいる保育園は、親に自分の国の民族衣装、楽器、音楽、踊り、食べ物等を紹介してもらおう事をお願いして、特別にそういう日を設けていただきたいと思う。インターナショナルスクールの保育園・幼稚園では年に一回“One World Day? 世界はひとつ?”の日を設けて、子どもたちがそれぞれ自分の国の衣装を着て、音楽や踊りを楽しむ日がある。日本の保育園でもそういう日を設けたり、1冊の絵本を日本語/英語/その子の国の言語で読み聞かせると、子どもも親たちも今まで耳にしたことのない言語を生で聞けるのでよいと思う。また園に外国の子どものその国の絵本が置いてあると、その子どものため、日本の子どもにとっても、その国への興味に繋がり、とてもよいと思う。

以前、私は外国人保育についてのハンドブックを作ったことがある。振り返ってみると、内容を詰め込みすぎて分かりにくかったのではないかと思う。もし、これからハンドブックを制作するとしたら、簡潔で分かりやすいものにすべきであると考え。国際理解を広め、コミュニケーションを良くするよう、また日本の保育園とはどういう所かを説明し、外国の親に保育園のルールを守ってもらう目的で制作すべきだ。この本は、全国の保育園に配り、できれば保育園は必要部数を用意してもらいたい。

親のためだけでなく、先生方に必要かつ重要なフレーズを集めた本も作るべきである。例えば、良く使うであろう「あなたの子どもは熱があります。」、「明日は祝日ですので、園はお休みです。」、「お弁当が必要です。」、「時間通りにお迎えに来てください。」など。制作するにあたっては、全国の保育園からアンケートを取り、この文章はよく使うので外国語に訳して欲しいというフレーズを集めてその本に入れるとなおよいと思う。

保育園にも自治体にも通訳のボランティアの方がいない場合に、保育士が外国語に訳されたフレーズを指差す。それに対する親の答えも、選べるよう数パターン of 文章を載せておく。それを保育園の玄関などよく使用するであろうところに置いておけば、先生と親のコミュニケーションがすぐにとれる。

ハンドブックに載せるべき項目（順不同）

- ・ 送り迎えの時間について
遅れる場合…園の電話番号とその理由
- ・ 毎月の保育費と支払日について
(支払いが滞った場合の対応について。)
- ・ お弁当が必要な日について
(必要な曜日。お弁当の内容の指定があれば詳しく記す。その国特有の食べ物を持って来て構いません。なるべくコンビニの物は避けてください等)
お弁当箱や水筒、ランチョンマット等、保育園で安く手に入るのであれば、教えてあげる。
(外国の方はどこでどういうものを購入すれば良いか分からないと思うので。)
- ・ アレルギーについて
食べ物や動物などのアレルギーはあるか。
(どのようなものか。症状や必要な薬はあるか。)
- ・ 食べ物について
給食やおやつで、宗教上の理由などから食べてはいけない物があるか。
(保育園のアンケートの中で、「園の食に慣れて家庭のご飯を食べなくなってきている」とあった。保育士は外国人児童の保護者に、家庭では無理に日本食にする必要はないことを伝えてほしい。インターナショナルスクールの保育園や幼稚園では、先生方が「こうしなければいけない」というものがなく、各国の食を認めているため、お弁当の時間には各国さまざまなお弁当が並んでいる。国によって食べ物に対する価値観が違うので、サンドウィッチ・そば・米・パスタなど、どれが正しい昼食かとは言えない。外国の子どもの国の食の大切さを皆に伝えて自信をつけさせることが望ましい。)
- ・ 遠足などの行事について

特に遠足について。「集合時間を守ってください。出発時間に遅れると家に戻らなければなりません。お弁当が必要です。お弁当を忘れても、こちらでは用意していません。」など。遠足の費用が別にかかる場合には、費用を明記し、未払いの場合は、連れていけない場合があることを記す。またお弁当は自己責任であることも記す。

・ 保育園の休みの日について

外国の方は年間スケジュールを渡しても、その見方に慣れていない。

「年の遠足」「年の休み」「年の特別行事」などそれぞれ分けて記した物を渡す。その目的や理由も書いておくこと。

・ 病気について

熱がある場合には、帰宅しなければならない。また、水ぼうそう、はしか、インフルエンザ、とびひ、結膜炎、しらみなどの他人にうつる病気にかかった場合には、診断書がなければ来てはいけないことを記す。

各園がハンドブックの中に近くの信頼出来る、また外国人を受け入れてくれる病院（眼科、歯科、皮膚科など）を書いておいてあげると良いと思う。インターナショナルスクールの幼稚園でもそうしているところが多い。

・ 名前について

すべての人にとって、自分の名前は自分のアイデンティティー（同一性）である。保育園ではすべての持ち物や靴箱、ロッカー等に名前を書くが、無理に外国の名前をカタカナにするのは望ましくない。なぜなら読み方は例えば英語と日本語の発音では違い、また書き方はローマ字とカタカナでは違うので、国際化ではないと思う。本当の国際化であるなら、お互いの理解のために、名前をローマ字（英語ではない国は、その国の文字）とカタカナの両方で書く。そうすれば保育士や他の子どもはカタカナを読める。英語圏の子どもはローマ字を読める。英語圏でない国の子どもは、その国の文字を読むことが出来る。

お互いに今まで知らなかった名前の書き方（文字）と触れ合うこともできる。お互いに違う名前の書き方に馴染むことができる。「違うけど同じ、同じだけど違う」ことを認識する。これが本当の国際化の意味になるのではないか。

・ 親の責任について

子どもの睡眠、朝食などの生活習慣について、お弁当があるとき、病気するとき、お休みするとき、緊急の場合の連絡先や連絡方法、伝えるべき人等を事前に確認し合うこと。またその際に必要な持ち物をはっきり示すこと（例えば、どこで購入できるか。だいたい金額も書いておく。また、長靴など、国によっては見たことがない人もいるかと思うので、分かりやすくイラストも付ける）。

保護者会を開催する際は、日時をあらかじめ伝えておき、場合によってはその日に通訳の

人を頼む。

(アンケートの中で、保護者会で外国の親は何も発言しないとあったが、発言(質問)できる環境を整えておく。)

- ・ 保育園がかかげる保育目標やその目的等を分かりやすく記す。

頼る人がいないこともあるので、保育園がホットラインのリスト(緊急連絡先リスト)も配るべきである(警察、救急車、消防署、外国人センター、市役所、大使館、園など)。

楽しい国際保育に

1つの園の中に英語圏だけではなく、ペルー、ベトナム、中国など何ヵ国かの国籍の子どもがいるとする。よく使う簡単なあいさつ文を各国の言葉で保護者達に配る。そうすればお互いの理解にも繋がり、楽しい国際保育になる。

例：Please.	Thank you.
Hello!	Good-bye.
I'm sorry	Excuse me.
How are you?	

また、保育士を対象にした、外国人児童を受け入れること、また保育士自身がいろいろな国について学ぶためのセミナーやワークショップを各地で開催すべきである。各国の言葉、文化、保育に精通した方を招き、その方達の話や意見を聞く機会を設ける。

通常の保育園生活においては、外国の子どもたちに対する日本の子どもたちの反応や言葉を常に意識して、聞き逃さない(見逃さない)ようにすることが重要だ。また、外国の子どもに対して「日本人みたいだね。」「すっかり日本人だね。」等の表現は避ける。子どもたちはそうやって、周りの人たちが喜んでいる様子を見て、そういう風に(日本人らしく)しなければ、自分は受け入れてもらえないのかとってしまうからだ。

4. 巷野悟郎研究員による考察

日本の子育て — 外国人の保育に当たって

保育所は、団塊の世代の人達が生まれた戦後間もない頃に、児童福祉法と共に発足した。

当時（昭和22年）の世の中は混乱の時代で、人々は食べるのに困った頃、伝染病も発生して、生命すらおびやかしていた中で、母親も働かなければならなかった。

元軍人達は戦地から復員してきたので、その結果の妊娠は第一次ベビーブームを引き起こした。同時に働かなければならない時代で、子育てもしなければならぬから、必然的に保育所を増加させたのである。更に当時の児童福祉法は、保育所ばかりでなく、養護施設・精神薄弱児施設など14種類の施設を規定した。これらの児童福祉施設は、家庭の児童の養護と機能を代替または補完して、児童の保護・育成を行い、児童の福祉を図ることを目的として発足したのである。

保育所保育が始まって60有余年、その間日本は、経済的にも文化的にも世界に占める地位は高まっている中で、子育ての内容は変化してきている。かつては福祉が先行して、これが日本の復興の基となったけれど、今では福祉というより家庭の子育てを補完する保育へと、その内容が移ってきたのである。これに至るまでには、世の中の働く人達の状況や経済的な問題、子育ての環境、出生率の低下など様々な要因があって、その結果保育所における保育指針も改定されてきたのである。更に近年は保育所そのもののあり方が見直されてきたので、平成21年4月1日には、新保育所保育指針が施行されるに至った。

それは、現代において、保育所の内容が従来通りに進行していったよいかという考え方からである。その中の一つには当然のことであるが、対象とする保育所の園児が日本人と限らず、在日外国人の子ども達までに拡大している現実への対応も含まれるであろう。そして、人種を超えて育っていく子ども達は、保育園が中心でなく、本来は家庭であるから、保育園そのものが家庭との連携を重視しなければという段階に至ったのである。それは、現在の保育園を利用している保護者には、家族の福祉のための一部としての保育所保育の存在となってきたからである。

本来、子育ては、家庭における親子が中心であるから、保育所を中心に考えたとき、新しい保育指針では次のような役割が期待されている。

保育所の役割の明確化——子どもの保育や保護者の支援、地域との連携についての社会的責任がある。

保育の内容の改善——発達過程における子どもの理解・養護と教育の一体的な実施・健康安全のための体制充実。

小学校との連携——就学前に向けての積極的な小学校との連携

保護者に対する支援——入所児の保護者と地域の子育て家庭への支援

計画・評価・職員の資質の向上——保育所の質の向上と専門性の向上

戦後の混乱期には、働く母親のために設定された保育所は、半世紀を過ぎたいま、家庭における保護者の子育てを支援する時代となったのである。しかも、その保護者には日本人と限らず、増大する外国人の保護者も含まれてきているということである。

近年、国際交流も盛んであるし、また近年の世界の経済水準は、必ずしも均一でないから、働くための国際間の交流がさかんである。その結果、働きざかり、子育てざかりの人達の国際間の移動が多くなり、わが国も欧米並みに外国人の労働者が増加してきている。その結果、保育園での外国人の子ども達の現状を調査して、現実にはどのような問題があるのか、それに対してどのような対策をとっているのかの情報を集積して、今後のあり方を考察し、対策を検討しようというのが今回の調査・研究の目的である。

それは平成21年4月、新保育所保育指針施行に当たっての、増加する外国人保育の問題である。

この研究に当たっては予備調査として、全国の保育所を対象として、外国人の子どもを保育している経験があるかどうかアンケート調査した。

次いで該当する保育園を対象として、本調査を実施して、研究報告にまとめている。

研究委員のうち、テリー・スザーンと巷野は、(社福)日本保育協会事業部員と、外国の子ども達を保育している2か所の保育園を見学して、現状を尋ね、問題点などを聴取する機会を持った。

園責任者は、外国の子どもといっても多国籍なので、それぞれのお国柄があって、ずい分ご苦労をなさっていることが理解されたが、職員の皆さんの言葉では安心することもあった。それは「子どもは国が違っていてもみな同じですよ、すぐに慣れますよ、言葉も覚えますよ」ということであった。そこで感想を言えば、子どもの保護者には「日本を理解してもらうこと、日本の子育てを理解してもらうこと」であり、「保育園側もそれぞれの国の子育て事情を理解すること」であった。

そこで本稿では、外国人の子どもの保育をどうするかに当たって、日本の子育てはどうか、身近な日本の子育てを再考してみたいと思う。日本の子育てには伝統があるし、日本の子育てには外国とは違った特徴がある。それは良い悪いでなく、日本の古来の子育ての経験の蓄積であり、長い間かかってつくられてきた現実の子育て——これが十分に理解されたとき、外国の子育て事情も理解されるであろう。

乳幼児の保育

保育所が対象となる乳幼児は、母親の産後休暇（分娩後8週間）の明けた生後56日からで、その後は6歳の小学校入学前までである。近年は小学生を対象とした放課後保育などを行っているところもある。ここでは一応0歳から6歳までとして、この時期の育ちを考えてみたい。そしてこれが環境とどのような関わりがあるかを検証する。この環境こそ地域によって、国によって、また時代によって、大きく違うからである。しかし環境とのかかわり方は年齢によっても大きく違う。そこでまずは乳幼児の発育の段階を整理しておく。

法律的には児童福祉法で乳児は1歳未満（0歳）、幼児は、1歳から6歳入学までとある。しかし乳児期から幼児期へ移ったからといって、そこで急に变化するものではない。年齢区分に過ぎない。そこで乳幼児の発育の面から整理すると0歳・1歳・2歳までと、3歳から6歳までとに区分できる。

環境と0歳・1歳・2歳児——母体内にあったときの胎児の発育は、すべてが母体依存であった。その胎児は生まれた途端にひとりの乳児としての存在となるが、生きるために必要な栄養の摂取や、環境温度への対応は、すべてが他への依存である。一般には親であり、その場合母親が中心である。その母親が乳児の様子を見て栄養を補い、暑さ寒さから子を守る行動をとる。その場合、例えばどのようなとき乳を飲ませるのか、飲ませ方はどうするか、夜中に泣いたらどうするかなどは、母親の考え方であるが、その考え方は先輩である祖母からの知識であったり、書物などであろう。その土地で長い間続いた伝統的な風習であったかもしれない。

子育てはこうしなければならないということが決まっているわけではないから、すべてが先輩からの教えであり、その日、そのときの生活環境のなかでの母親の決断である。このようにしていつの時代でも、先輩からひきつがれた知恵で、その地方の子育ての形がつくられてきている。交通の不便であった昔は、ひとやま越えれば、子育ての内容は違ったであろう。今でも地方よっての差が明らかである。これを国という単位でみたときは、長い歴史のなかでそれぞれの国の育児にはかなりの相違が見られるのである。

育っていく乳児の立場から眺めたとき、乳児すなわち0歳からさらに1歳、2歳までの乳幼児は、脳細胞さらには細胞間を結ぶ神経繊維は、なお髄鞘ずいしょうという神経を被う組織が未熟なので、脳の働きは未熟で自分の存在がない。すべてが生活環境そのものを受け止めながらの発育の段階である。そのために母親は乳幼児の様子を見ながら、手をさしのべて子どもの健康と育ちを期待するのである。

乳幼児をどう育てるかというより、胎児期から初めてこの世で生活する乳幼児との生活そのものが子どもの育ちであると考えたとき、その土地その国よっての対応は異なるということが理解されよう。0歳・1歳・2歳の頃は育児や保育というよりまだ自分という存在のない乳幼児の生命をどう守るか、事故からどう防ぐかということであり、英語で表現するケアが適当

である。ケアのために手をさしのべる結果、子は環境から多くのことを吸収しながら、からだどころが発達している。始めに保育ありでなく、子が自立するまでのケアを考えたい。このケアにこそ、その国々の伝統があり、日本の特徴がある。

家庭における子育てにも、このような背景があるから、母親の子育ては一人ひとりみな微妙な違いがある。結果的に子どもの育ちにも違いがあろう。本研究の趣旨である。外国人の保育を行うときは、一人ひとりの子どもには、それぞれの国の子育ての考え方が、何かの形で子どもが背負っているということを理解していなければならない。それは、日本人だけの保育の場合の個人差より、もっともっと基本的な育ちに相違があるということである。

人が生活しているところでは、必ず子どもがいるわけで、子どもがいるところには必ず子育てが行われていて、その背景には生活している国の生活環境や、家族や親と子の考え方などがあるので、これを理解しておく必要がある。

国々の子育て

そこで子育てに関係するであろう生活環境を、国という視点で考えたとき、その国が地球上のどの位置なのかを知る必要がある。それは日常の子育てを考えたとき、暑い、寒いの影響が大きいからである。日常的には保育の現場でも、家庭の子育てでも絶えず寒暖に合わせて、衣服を調節している。これは恒温動物としての人間生活の基盤である。

次には健康に生きるための栄養（食事）・睡眠・生活習慣・伝統、そして子育てについてのその国の考え方などである。これがそれぞれの国の長い歴史のなかで、その国特有の子育てを作り出してきている。日本人の多い日本の保育園の中にいる外国の子ども達は、日本とは異なっていた環境で育っていたから、言葉も考え方も、ときには行動にもお国柄があるということである。そこで、外国の子育て事情を理解するためには、ふだん意識していないであろう日本の育児の特徴を、知っておかなければならない。

日本の子育ての特徴

地球上でみたとき、日本は欧米先進国に比較して、南に位置し、北海道から沖縄まで、南北に長い国である。しかも周囲は海で囲まれているから、四季の変化が激しい。夏は太平洋を渡った湿度の高く暑い空気が日本全土を覆い、冬はシベリアから日本海を渡った冷たい風が日本に吹き込み、日本海側に雪を降らせ、太平洋側を乾燥させる。そして寒い冬が暑い夏へ移り変わるとき、春一番の風で北風が南風に変わる。

秋は、夏から冬への移り変わりのときに、南風が北風へと180度変わる。そのとき日本は台風に見舞われる。世界の先進国の中で、このように季節が激変する国は少ない。

このような四季の変化は、生まれたばかりの新生児から始まる子育てを困難にしているため

に、昔から生活の知恵を働かせている日本独特の文化、そして子育てをつくってきた。

木造家屋——今でこそ建物は欧米並みであるが、近世まではほとんどが木造であった。国土のわりに森林が多いこともあり、季節によって暑くて寒い風が吹く。高湿度や乾燥だから家屋は南方系の木造で、部屋の間仕切りも風の通るふすまや障子であった。これがいろいろな場面で日本の子育ての特徴を形成したようである。

厚着——電気・ガスのなかった時代、木造家屋でふすまでは冬は寒いから、一人ひとりが厚着で寒さをしのいだことが考えられる。浮世絵でも部屋の中での着ぶくれ子どもの姿がある。今でもことに年寄りの同居する家庭の子どもに、昔からの厚着が見られることが多い。

そい寝——わが国では昔からほとんど母子同室である。また、寒さのためか、母子のそい寝が普通に見られる。小学生になってもそい寝が習慣という家庭は珍しくない。乳児期のそい寝は、窒息の危険もあることからすすめられていないが、これが習慣になっている家庭もある。アメリカでは早期から母子別室が行われているが、近年は、親との心の面から母子同室、そい寝をすすめている育児書がある。

夜泣き——生後半年を過ぎる頃から、睡眠後一定の時間に泣くことがある。レム睡眠（浅い眠り）のときに目覚めて泣くのであって異常でない。成人型の睡眠へ移行するときの現象に過ぎないから、特に問題でない。しかしわが国のような部屋の仕切りでは、同居する祖父母にとって睡眠を乱し、嫁舅の関係などで家族にとっては問題。そこでこの泣きを「夜泣き」といってどうしたら泣き止むのかは、昔からの問題である。そこで昔の人は、夜泣きは誰が悪いのではない、お腹に虫がいてこれが騒ぐからだといって、これを「カンの虫」のせいにして見事である。そこで、この虫を封じてしまおうというわけで、神社仏閣で虫封じの祈祷をしたのである。これで治るわけではないが、皆が納得したのであろう。今でもこの風習が残っている。

アメリカの育児書では、睡眠は母子別室のこともあって、泣いても放っておきなさいとある。しかし、最近の育児書では日本のように、泣いたらトントンとたたいて、「ママはここにいますよ」と、安心させてあげなさいと書いたものもある。

仰向け寝——日本では生まれてすぐから、ほとんどが仰向け寝である。その理由は明らかでないが、寝かせる敷き布団が柔らかいためではと考えられる。それはやはり部屋の中が寒かったためではないかと思う。厚いふとんではうつぶせ寝は窒息の原因となる。欧米ではうつぶせ寝が多い。これも昔からの習慣のようである。部屋の中全体が暖かければ、眠りやすいやや固

めのベッドの使用が多いためと考えられる。近年、乳幼児突然死症候群（SIDS）の原因としてうつぶせ寝・人工栄養・厚着があげられているが、本来うつぶせ寝の方が眠りやすいのに仰向け寝の方が多い理由としては、新生児期の仰向け寝は呼吸に負担がかかるけれど、その負担こそ新生児の呼吸力を強めていると、私は考えている。そのためか、わが国のSIDSの死亡率は欧米に比較して低い。

おんぶ——わが国は、農耕民族だから野良へ出て働く人達が多い。従って畑仕事には人手がいるから、日中一家総出で家は留守になる。そこで、乳児も一緒に手を使えるおんぶは便利であった。乳児を背中にくくって働いたと考えられる。おんぶは世界の中でも珍しい。アフリカの高地民族に見られるという。おんぶは手が空くし、暖かいし、危険からも守れるし、乳児にとっては満足なのですすめられるが、わが国では容姿の問題で減少してきている。

入浴——わが国のような全身を浴槽につける入浴法は珍しい。日本では古くからこの方法であるが、これには日本の気候も関係していると言われている。暑くてジメジメしていて、畑仕事が多いから、からだ汚れる。しかも水に恵まれた国だから、全身を清める宗教的な考え方からも、この入浴が生活習慣となったのではないかと考えられている。しかもお湯の温度が高い。これは寒い気候の影響もあろう。市販の乳幼児浴用計で、冬は40℃以上と記載されたものがある。しかし、今は家屋の構造も昔のような木造は少ないので、住居温度は上昇しているから、湯温は最高でも40℃、普通には39℃以下程度がすすめられている。欧米はシャワーが一般的で、英国の浴用計では体温と同程度と記載されたものもある。

離乳食——平地の少ない日本では、欧米のように牛馬の放牧というわけにはいかない。そこで隅々まで畑を広げて、米・山草・野菜類などが主食で、蛋白質は海からの魚類である。多湿なので、発酵食品・漬物類・日本酒が特徴。これらを無駄なく調理したのが日本食である。食対象はあらゆる自然界の生物に及ぶ。食品の種類は多く、きめ細かな調理の日常食品は、他国に比較して広範囲。中国料理は、日常食品の数が多いといわれるが、ほとんどが熱を通しての調理である。日本は、すしで代表される生魚ばかりでなく、その他のなま物も多い。近年、日本食は栄養的価値からばかりでなく、珍しさから世界へ広まっている。

このように、日本食は成人のための食事であるから、乳児には向かない。そこで生まれてからしばらくの間は、母乳かミルクの液体を飲むわけであるが、生後半年頃になると、おとなの日本食へ移るために、消化しやすいものから、徐々に食品の形態を変えながらすすめていかなければならない。これが離乳食で、生後1歳半頃まで続く。

諸外国でも成人の食へ移るためには、順序を経てすすめていくが、目的とする成人の食その

ものが、日本食ほど多様でないので、特別に離乳食という言葉は使われていない。ベビーフードが一般である。来日したばかりの外国の母親には、日本食へ移るためには、離乳食の目的や考え方、作り方などをよく理解するよう指導する必要がある。

この離乳食について、厚労省は生後半年から1歳半までを離乳期として、食事のすすめ方の基準を示している。世界のなかでこのような国は珍しい。(授乳・離乳の支援ガイド・2007年厚労省)

箸——はしは、2300年前に中国の南部から日本へ渡ってきたと言われている。中国では、はし以外に「れんげ」が、韓国では「スプーン」が使われるが、日本食は箸だけである。スプーンやれんげは握るだけであるから、早くから使うことができるが、箸は2本の棒をあやつってはさむのであるから、手指の発達にあわせて持たせるようにする。箸のうちの一本は、第一指(親指)と、第四指(薬指)で固定し、他の一本は第一指(親指)で支えて第二指(人差指)と第三指(中指)ではさんで動かして、二本の箸でつまむ。この動作は早くから始めると、間違った方法を覚えてしまうから、全身の運動機能の発達のうち、手指の運動動作が自由になってから始めるようする。その時期は3歳頃で、3歳から3歳半頃の間が適当。この頃には言葉の理解がかなり発達するから、正しい持ち方を覚えやすい。間違った持ち方を覚えてしまうので、3歳までは持たせない方がよいであろう。

水——日本はきれいな水が豊富な国である。しかもヨーロッパの水に比較して軟水だから、日本食の調理や飲用に適している。昔はある地区で赤痢など腸管系の伝染病が発生すると、そのときの排泄物が水を感染させるので、すぐに伝染病の流行となった。上下水道の発達していなかった頃である。そこで、生活の知恵は、ことに乳幼児の飲用水は、一度煮沸してからさました「湯冷まし」として与えていた。

これがいつの間にか子どもは「湯冷まし」となり、今日に至っている。今の時代、各地の水道水は基準があって、ほとんど飲用水であるから、各戸で一度貯留してから配水するような仕組みのものを除いては、蛇口からの水は直接飲むことができる時代である。これについては各地で水道を管理する行政機関と相談するとよい。最近インフルエンザの予防のために、口をすすぎ、うがいすすめられている。このときの水は水道の蛇口からのものであろう。もし水道水は少しでも直接飲むことができなくなると、このような予防行為も適さないことになる。水道の基準や飲用に適か不適かは地方によって異なるので、園児の保護者とよく話しあって相互理解が必要である。

通過儀礼——日本の気候風土は、必ずしも子育てに適しているとは言えない。今から昔へさ

かのぼるほど困難な時代であったろう。そのため子育てが進行中に、よくぞここまで育ってくれたと神に感謝する儀礼があったであろうことは、十分に考えられる。このようなことは地域によって時代とともに消滅したものもあったと想像されるが、わが国ではいろいろな形で、外国以上に残っている。このようなのを「通過儀礼」といって、何世紀もの歳月を経て、今日まで残っている。このような儀礼は、日本の歴史のなかで、自然発生的につくられたものであるから、外国の保護者にとっては奇異にうつり、時には宗教的なことと思われて理解できないこともある。しかし、保育園などで行う祭事は、いずれも子ども達の健康や幸せを願ったり、いわゆる魔よけなどであるから、話せば理解できると思う。

お七夜（生後7日）——誕生から7日目の夜をお七夜といいお祝いをする。昔は生まれても無事に育つとは限らなかったからである。このとき命名書を書き、名前を披露する。

お宮参り（30日前後）——住んでいる地域の氏神様に「氏子になりました」と報告し、赤ちゃんの成長と幸せを祈る行事。参拝する時期は、男児が31日目、女児が33日目ころ、最近は必ずしもこの日でなく、天候のよい日や気候がよくなるまで待って、お参りするのが一般的。

お食い初め（100日）——赤ちゃんが一生食べ物に困らないように願いをこめて、食べさせる真似をする儀式。生後100日目か120日目に行うが、地方によって様々。石を祝い膳と一緒に並べるのは歯を丈夫にするため。

初節句——赤ちゃんが生まれて初めて迎える節句が初節句。男の子は5月5日端午の節句、女の子は3月3日の桃の節句。

初誕生日（初めての誕生日）——昔、日本はお正月ごとに年をとる「数え年」の習慣があったので、毎年のお誕生日のお祝いをする風習はなかったが、1歳の初誕生日だけは盛大にお祝いをした。現在は家族そろってのお祝いが多い。

七五三の祝い——祝儀に用いる数、1・3・5・7・9の奇数を目出度いとして、その中の三つをとっている。男子は3歳と5歳、女子は3歳と7歳に当たる年の11月15日に氏神様に参詣する行事。

保育所は家庭で子育てができないときに保育を委託されて、ある時間お願いするのであるから、みな年齢が違うだけでなく、家庭での親の子育てにはそれぞれの異なった環境、子育ての

考え方がある。そこで保育園の集団に加わったときの乳幼児を、一律に保育するのはむしろかしいし、またそうであってはいけない。保育指針にも随所に「一人ひとり」という言葉が登場するのは、まさにそのためである。

それでも限られた日本という範囲内での背景をもつ乳幼児なら、共通のことは多いであろう。しかし多国籍となると、宗教的な考え方や習慣、民族的な伝統、その他をかかえた親の子どもであるから、入所させたとき保護者は困惑することが多いと思う。ことに園児が若年齢ほど、親にしてみれば保育園に対する要望や期待が多いであろう。その気持ちを理解すればするほど、保育はむしろかしくなるけれど、あとは保育者と親との人間関係であろう。お互いにどこまで理解するか、できるかが国際間では考えなければならないことである。

お互いを理解するにしても、相手は現実に日本で生活しているのであるから、まずは日本はどういうところなのかということ、ことに子育ての風習やしきたりなどを理解してもらうことが先決と考える。見方を変えれば日本の子育て、保育を理解したうえで入園して欲しいということである。

さらに日本の子育てや保育を学んでほしい。そしてやがて帰国する機会があったとき、日本というところでの子育てを、なつかしい思い出として、地元で語って欲しいと思うのである。

ここでは保育園で外国の方と接したとき、日本の子育てを紹介できるように、日本の子育ての考え方や特徴を挙げた。冷静に私たちの周囲を見回したとき、わが国の子育ての特徴はたくさんある。外国の子どもたちの背景にあるものを勉強すると同時に我が国の子育ての何かを発掘してみるのも興味深いことである。それによって日本の保育が益々新鮮なそして重厚なものになっていくと思う。